

## スキルスラボ使用規則

### (目的)

第1条 ラボは、医療技術の習得、向上に寄与することを目的とする。

### (ラボの使用)

第2条 ラボを使用できる者は、センター長が認めた次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学医学部の学生及び教職員
- (2) 本学医学部・歯学部附属病院の教職員
- (3) その他センター長が適当と認めた者

### (使用手続)

第3条 ラボを使用するときは、原則1週間前までにセンター長に申請し許可を受けなければならない。

### (使用時間)

第4条 原則として、9時から17時までとする。ただし、センター長が認める場合は、この限りではない。

### (休日)

第5条 ラボは次の各号の一に該当する日は休日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) その他センター長が必要と認めた日

### (使用者の遵守事項)

第6条 使用者はこの規則を遵守し、施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しなければならない。

2. 使用者は、使用許可を受けた施設等を目的外に使用し、又は他の者に転貸して使用させてはならない。

### (許可取消)

第7条 センター長は、次の各号の一に該当するときは、使用を取り消し、中止又は変更することができる。

- (1) 使用者が使用条件に違反したとき又は虚偽の申請をしたとき。
  - (2) 前条に違反したとき。
  - (3) その他管理運営上支障が生じたとき。
2. 前項の措置により、使用者にいかなる損害が生じても、本学部はその責は負わない。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用が終了したとき、前条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき又は使用の中止命令を受けたときは、施設を直ちに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者はその責に帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(自己責任)

第10条 ラボ使用中に事故が生じた場合の責任は、使用者が負う。

(事務)

第11条 ラボに関する事務は、医歯学教育開発センターにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるものの他、ラボの使用その他必要な事項は、別に定める。